

原発事故前から認知症で要介護2であり、旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から新潟県に避難したが、避難中の平成24年7月に脳梗塞を発症した高齢者（X2）の日常生活阻害慰謝料について、脳梗塞発症前は要介護状態を考慮して月6割、発症後は更に脳梗塞も考慮して月10割の増額がなされたほか、避難先での治療及び近親者付添の継続の必要性を肯定して、東京電力が賠償の打ち切りを主張した平成24年9月以降も賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1及び申立人X2（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 申立人X1

項目		期間	金額
1	精神的損害（増額分のみ）	自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日	1,020,000円
2	精神的損害（増額分を含む）	自 平成24年9月1日 至 平成25年7月31日	1,430,000円
小計			2,450,000円

(2) 申立人X2

項目		期間	金額
1	精神的損害（増額分のみ）	自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日	900,000円
2	精神的損害（増額分のみ）	自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日	300,000円
3	精神的損害（増額分を含む）	自 平成24年9月1日 至 平成25年7月31日	2,200,000円
小計			3,400,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、585万0000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

(1) 申立人X1 金245万0000円

(2) 申立人X2 金340万0000円

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月26日

（仲介委員 友納治夫）